

聖籠町告示第17号

聖籠町チャイルドシート購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月22日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町チャイルドシート購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町チャイルドシート購入費助成事業実施要綱（平成11年聖籠町告示第139号）の一部を次のように改正する。

第2条中「父母」を「保護者」に改める。

第4条中「3月」を「6月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に受理した申請に係る助成については、なお従前の例による。ただし、当該申請が平成27年10月1日以降に購入したチャイルドシートに係るものであった場合は、この告示による改正後の第4条の規定を適用する。